

7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和2年3月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

日本弁護士連合会委託援助業務の内容等は、以下のとおりである。

日本弁護士連合会委託援助業務

(1) 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

(2) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと見えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

(3) 業務実績（資料7-2、7-3、7-4参照）

令和2年度は、10,688件の援助申込みを受理した。

平成30年6月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選弁護人制度の拡大により、刑事被疑者弁護援助は年々減少し、令和2年度は、改正法施行前の平成29年度実績の30.3%まで減少した。さらに、少年保護事件付添援助も改正少年法に基づく国選付添制度の拡大により年々件数の減少が進んでおり、令和元年度実績の83.7%まで減少した。また、難民認定に関する法律援助については、新型コロナウイルス感染症の影響からか、令和元年度実績の59.6%まで減少し、外国人に対する法律援助は78.1%まで減少した。これら以外の援助項目は、多少の増減はあるが、ほぼ横ばいで推移している。令和元年度と比較すると、全体で1,686件の減少（前年度比13.6%減）であった。

令和2年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は資料7-2のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとに見ると、改正法施行前の平成29年度では刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助で全体の70%を占めていたが、前述の要因から令和2年度は合わせて50.2%まで減少した。平成28年度から令和2年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-3のとおりである。

(4) 援助費用

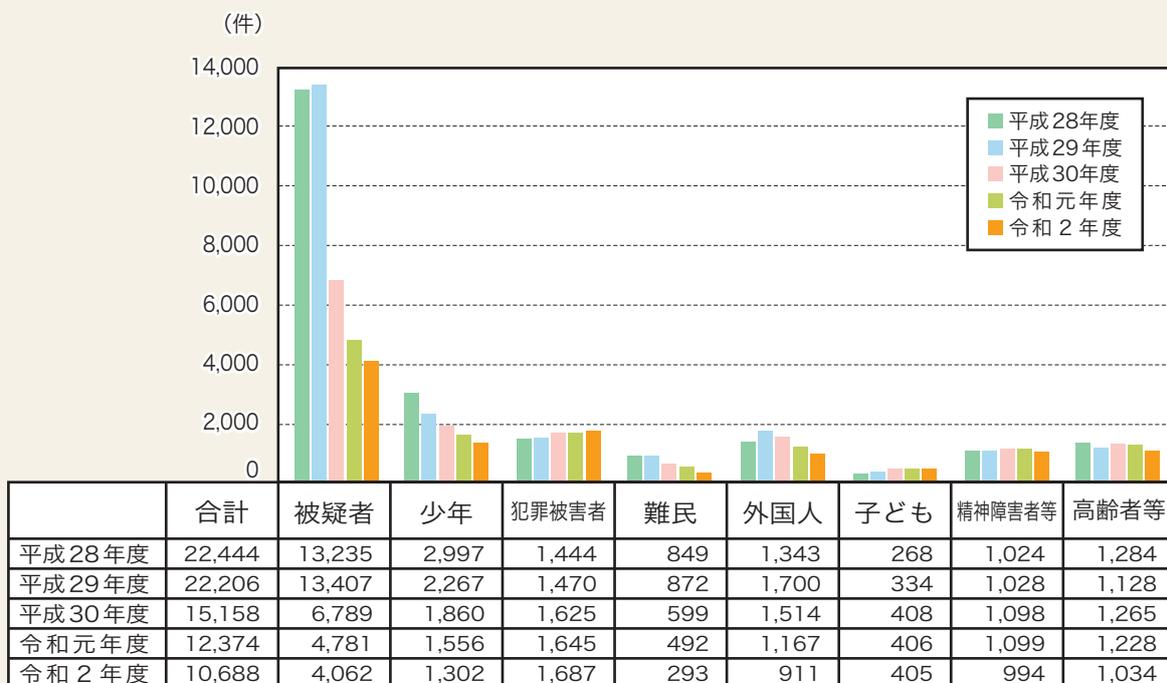
令和2年度の援助費用は全体で7億2892万7335円であった。刑事被疑者弁護援助等の減少により、令和元年度と比較すると6012万8772円減少（前年度比7.6%減）した。援助費用の内訳を項目別に見ると、件数は減少したものの刑事被疑者弁護援助が16.3%、少年保護事件付添援助は21.6%を占め、この2つの援助で費用全体の37.9%を占めた。平成28年度から令和2年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。なお、援助に要する費用は、全て日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

資料 7-2 令和2年度申込受理件数（地方事務所別）

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札幌	521	338	22	44	0	0	14	91	12
函館	68	43	0	17	0	1	1	6	0
旭川	40	31	1	1	0	1	5	0	1
釧路	14	2	8	4	0	0	0	0	0
青森	28	4	5	11	0	0	0	3	5
岩手	30	7	3	4	0	0	2	12	2
宮城	150	55	19	35	2	1	4	20	14
秋田	10	4	3	2	0	0	0	0	1
山形	14	2	4	3	0	2	1	0	2
福島	27	7	10	6	0	0	1	1	2
茨城	76	5	12	5	16	31	2	1	4
栃木	60	20	14	4	2	2	0	1	17
群馬	63	11	21	2	4	13	3	0	9
埼玉	486	132	57	93	12	63	5	16	108
千葉	353	97	53	74	2	49	15	2	61
東京	2,889	1,438	148	336	183	444	85	40	215
神奈川	492	47	83	258	0	30	31	22	21
新潟	65	4	17	26	0	1	15	0	2
富山	35	26	3	1	0	0	0	0	5
石川	105	23	8	13	1	1	4	44	11
福井	44	27	1	9	0	0	1	1	5
山梨	20	1	5	6	0	0	1	0	7
長野	33	4	6	3	0	8	2	2	8
岐阜	28	1	21	1	0	0	2	0	3
静岡	132	43	32	28	2	8	3	2	14
愛知	393	64	91	52	10	86	19	10	61
三重	65	5	39	10	0	4	2	0	5
滋賀	51	7	9	12	0	3	4	6	10
京都	256	137	23	45	1	3	10	12	25
大阪	1,465	881	164	90	43	76	54	54	103
兵庫	274	36	91	74	2	13	12	5	41
奈良	59	4	18	27	2	0	0	1	7
和歌山	34	5	6	11	0	0	10	0	2
鳥取	37	6	6	4	0	17	1	0	3
島根	38	5	7	13	0	0	0	2	11
岡山	112	11	33	33	0	0	19	5	11
広島	225	52	45	42	1	9	13	50	13
山口	21	2	11	3	0	0	3	0	2
徳島	19	1	2	14	0	0	0	0	2
香川	145	6	22	44	0	1	2	1	69
愛媛	37	6	11	19	0	0	0	0	1
高知	50	11	8	18	0	1	6	3	3
福岡	979	256	84	77	9	33	16	398	106
佐賀	82	35	9	10	0	0	3	18	7
長崎	38	4	5	14	1	4	4	2	4
熊本	72	12	6	29	0	0	1	14	10
大分	64	34	4	11	0	0	4	5	6
宮崎	77	17	11	11	0	0	6	31	1
鹿児島	87	3	14	8	0	2	0	60	0
沖縄	225	90	27	30	0	4	19	53	2
合計	10,688	4,062	1,302	1,687	293	911	405	994	1,034

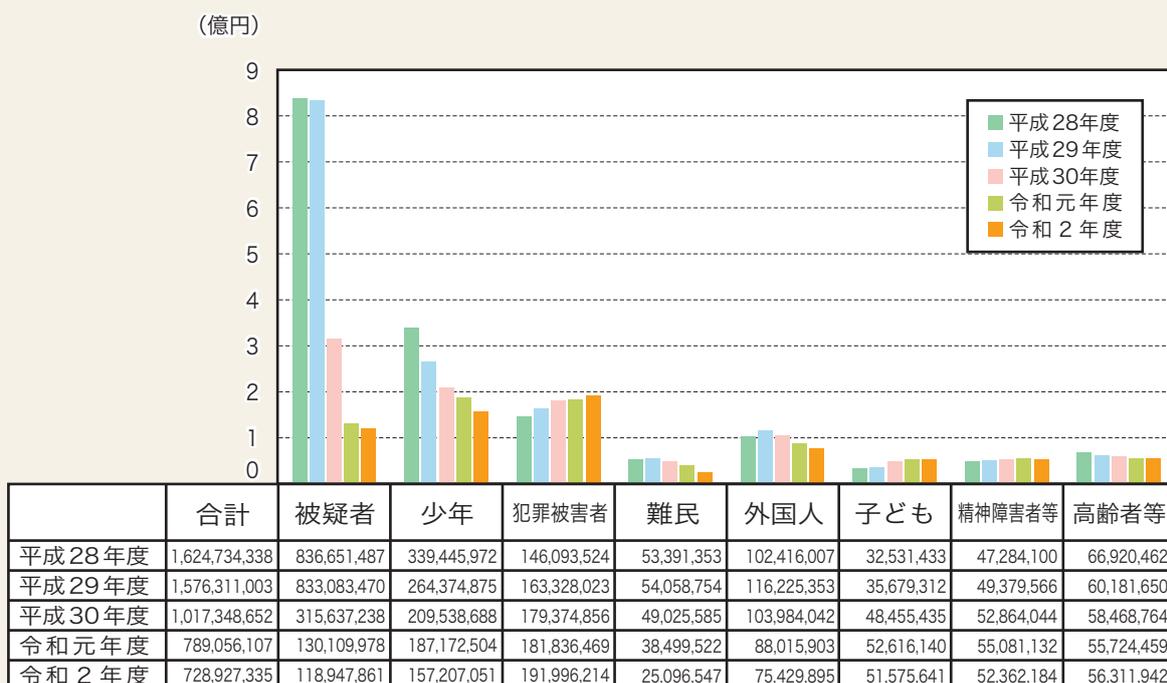
(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。